

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C事業所において医療ロボット応用技術員として従事していた。
- 2 請求人によると、平成○年○月○日、試作品の移動アシスト装置（医療介護ロボット）に同僚を乗せた状態で、車椅子の位置からベッドの位置まで小刻みに移動させていく作業（以下「本件作業」という。）をしていたところ、左腰部に痛みが走ったという。請求人は、同月○日、D整骨院に受診し「腰部捻挫、左股関節捻挫、左下腿部挫傷」と診断され、その後、同年○月○日、Eセンターに転医し「腰椎椎間板ヘルニア」（以下、これらを併せて「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件作業の負荷により本件疾病が発症したものであると主張し、その主張の裏付けとして、平成○年○月○日付けF医師作成の意見書を提出している。

同意見書には、要旨、請求人には、腰痛の既往がなく、本件疾病は○kgの重量を動かす本件作業によるものであると記載されている。

ところが、同医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「椎間板ヘルニアですので一回の外傷で起こる事は余り考えられません。」と述べ、さらに、平成○年○月○日付けの調査顛末書においては、「急性腰痛症であれば、業務中の災害で発生することは考えられるが、当該患者の傷病は『椎間板ヘルニア』であることから、当該災害の発生が原因で発症したものとは考えられない。」との意見を述べている。また、G医師も、同年○月○日付け審査請求調査書において、要旨、MR I画像からみて、本件作業によって、本件疾病の急性症状を発症したとは考え難い旨を述べている。

以上のような医師の所見に照らすと、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、本件作業と本件疾病との間に相当因果関係は認めることはできないものであると判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。